

4 個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第9条に基づく目的外提供の制限

個情審議第210号

平成18年7月25日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

教育委員会の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった「学校と警察との情報連携に係る協定書に関する措置事務」に係る個人情報の目的外提供については、審議の結果、次に掲げる条件を付して、諮問の内容を適当なものとして認めましたので答申します。

1 目的の範囲による制限

- (1) 児童・生徒の個人情報を提供するに当たっては、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成という本事務の目的を逸脱することのないよう、児童・生徒の立場にたって十分配慮した運用を行うこと。
- (2) 児童・生徒の個人情報を提供する場合において、条例第9条第3項の規定にのっとり、必要があると認めるときは、警察に対し、使用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すこと。

2 提供する場合の制限

児童・生徒の個人情報の提供は、学校において、保護者とも連携しながら事前の十分な指導を積み重ねたにもかかわらず、警察と連携をする以外に、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成をこれ以上図ることが困難であると認められる場合に限ること。

3 自己情報コントロール権への配慮

本事務により児童・生徒の個人情報を警察に提供するに当たっては、事前の本人への通知等児童・生徒の自己情報コントロール権に十分配慮した運用を行うこと。

4 児童・生徒等への説明

本事務を開始するに当たっては、児童・生徒、保護者をはじめとする県民に対して、その趣旨及び内容を十分に説明するとともに、理解を得るよう努めること。

5 運用状況の報告及び協定書の見直し

- (1) 協定に係る事務の運用状況について、当審議会の求めに応じて報告すること。
- (2) 前号の事務の運用状況について、毎年検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨、協定書に規定すること。

本答申に当たっては、適当でないとの意見もあったことを付記します。

この答申に対応する諮問は、平成17年度かながわの情報公開・個人情報保護運用状況年次報告書に掲載しています。

(2) 条例第10条に基づくオンライン結合の制限

広第18号

平成18年8月29日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	案件番号	16
所管室課所名	広報県民課			
主管室課名	広報県民課			
事務の名称	インターネットを使ったアンケートの回答者登録事務			
事務の目的	必要な時にスピーディに県民の意見を聴くことができる「インターネットアンケートシステム(仮称)」を新たに整備し、県政への参加機会をより多くの県民に提供する。その際、同一人物による複数回答の制限等のため、事前に回答者登録を行う。			
オンライン結合の内容	回答者登録にて登録された情報（メールアドレス、性別、年代、住所地域、関心のある分野）を「インターネットアンケートシステム(仮称)」により、登録者本人に提供する。			
対象となる個人の類型	「インターネットアンケートシステム(仮称)」に登録されたアンケート回答者			
提供する個人情報項目名	メールアドレス、性別、年代、住所地域、関心のある分野			
提供の相手先	登録者本人			

個情審議第213号
平成18年9月14日

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

知事の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成18年8月29日付け広第18号をもって諮問のありました「インターネットを使ったアンケートの回答者登録事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(3) 条例第10条に基づくオンライン結合の制限

情 公 第 1 3 号

平成18年12月21日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

※公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会からも同様の諮問がなされています。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	案件番号	17
所管室課所名	人事課			
主管室課名	人事課			
事務の名称	懲戒処分等の公表事務			
事務の目的	懲戒処分等を行った場合、県民への説明責任を果たし、県民に信頼される公正で透明な県政を確立するとともに、職員の綱紀の保持及び不祥事の再発防止を図るため、事案の概要等を公表する。			
オンライン結合の内容	紙媒体による記者発表資料をhtmlファイル化し、県のホームページに掲載することにより、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。 (記者発表資料については、「神奈川県ホームページ運用の手引き」第4編の規定によりホームページ上でも公開することとされている。)			
対象となる個人の類型	被懲戒処分者、被逮捕職員			
提供する個人情報項目名	事案の概要、所属する所属名、職名、年齢及び性別、処分の内容、処分年月日、氏名（別紙説明資料のとおり）			
提供の相手先	インターネット利用者			

個情審議第216号
平成19年1月11日

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

知事の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成18年12月21日付け情公第13号をもって諮問のありました「懲戒処分等の公表事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 県ホームページによる提供は、一般県民に知らせる公益上の必要性が真に高い場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合であること。
- 2 県ホームページにより提供する期間は翌年度末までとし、期間が経過したときは、速やかに提供を停止すること。
- 3 当審議会への諮問については、適時適切に行うよう、今後十分に留意すること。

※公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に同様の答申をしています。

(4) 条例第48条の事業者の業務登録及び第51条の登録事項の変更の申請

※ 別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているものですが、省略します。